

Title	ロバート・バウン号事件と日本漂流民
Sub Title	
Author	可児, 弘明(Kani, Hiroaki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1993
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.63, No.1/2 (1993. 8) ,p.151- 167
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930800-0151">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930800-0151</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ロバート・バウン号事件と日本漂流民

可児弘明

## 一 前言

鳥取藩尚修館の学正堀熙明（敦斎）の編んだ安政元年二月序『漂流記談』<sup>(1)</sup>は、文太なるものの漂流談を筆受して成ったものであるが、文中に太平天国に好意的な見方をした記載があつて、近代史研究ではよく知られた存在である。これにたいし、一八五二年石垣島を巻き込んだアメリカ商船ロバート・バウン号の中国人による奪取事件を伝えた同書の関連記事については、余り取沙汰されていらないように思われる。事件を沖縄研究の立場から考察した諸論文をみて、<sup>(2)</sup>あるいは他の漂流記研究一般をみても、管見にぞくした限りではあるが、この記事に言及したものはない。単なる海賊事件と見做されることによるのであろうか。

この文太であるが、帰国時の長崎奉行所における取調べで、伯耆国河村郡長瀬村百姓武兵衛の倅で、與太郎改め文太と称している。<sup>(3)</sup>與太郎は幼名であり、その後一時利七を名乗っていた。また『漂流記談』とは別に、それより約一年早く、文太の漂流談を鳥取藩士奥多昌忠が編んだ『長瀬村人漂流談』<sup>(4)</sup>があり、この巻之上で、文太は父母兄弟が亡く、久しく長瀬村には帰っていないといっている。この関係からであろうか、文太は幼時から水主<sup>かこ</sup>を渡世とした。

一八五〇年（嘉永三）撰津国松屋八三郎の新造船柴力丸に表方として乗組み江戸に下ったが、帰路遠州灘で遭難、漂流中をアメリカ商船に救助されてサンフランシスコに送られた。そこで、一年余を過し、次いでアメリカ軍艦セント・メリーでハワイ経由香港に連れていかれ、

香港でアメリカの蒸気フリゲート艦サスケエハナに移された。アメリカが文太らを軍艦上に置いたのは、来るべきペリーの日本遠征に同行させていくためであった。香港到着時、栄力丸の一行は一六人であり、その中に栄力丸の茶汲みであった播州の彦太郎（後のアメリカ彦蔵）、後にサスケエハナ艦水夫となったサム・パッチこと安芸の仙太郎、万延遣米使節団と香港から同行して帰国した安芸の亀蔵らがいたことはよく知られている。

一行の香港到着は一八五二年五月（旧四月下旬）、以後五三年二月（丑二月上旬）上海に向って香港を発つまでの間、サスケエハナ艦で香港からマカオへ五度、黄埔へ四度、金星門へ一度、アモイへ二度、マニラへ一度赴いている。この間、ロバート・バウン号関係中国人の身柄引取りにサスケエハナ艦がアモイに出動し、また両広総督徐広縉との外交交渉に同艦が関与した関係上、文太も事件の概要を知ることができたのである。

五二年のロバート・バウン号事件は日本が苦力貿易にかかわった例としては、六八年のカヤルティ号函館入港、七二年のマリア・ルス号横浜入港に先立っている。また文太は五二年冬に苦力貿易に関連して発生したアモイ排外暴動に際しても、その直後アモイを訪れる機会があり、

その伝聞を語っているが、こちらの方は短いものに終わっている。その他では、五八年には尾張国知多郡の永栄丸漂流民がカリフォルニアへ出稼ぎする中国人を大量輸送中のイギリス商船カリビアン号に救助され、中国人とカリフォルニアへ同行していることが知られている。また八二年にはイギリス商船メリータサム号が北海道沖で遭難したが、これも中国移民を輸送中のできごとであった。いわゆる苦力移民を南北アメリカに輸送する航路の北に位置していたわが国には、以上の他にも未だ知られていない苦力貿易とのかかわりがありえたにちがいないが、文太のように中国沿海における見聞は特異なものである。

なお、『長瀬村人漂流談』では、ロバート・バウン号についてふれた箇所はない。『通航一覽続輯』一一六、北亞墨利加部一三にみられる栄力丸水主清太郎の話に、事件の関連記述がみられるが、内容的には粗略なものとどまっている。

## 二 事件の経過

ロバート・バウン号事件に関しては、琉球側の資料ならびにアメリカ外交文書が基幹資料であるが、清朝档案、

イギリス議会文書、香港発行の新聞中にも少量の資料がある。

先ず事件の発生から中米交渉に至るまでの経過をたどると、大略次のようなものである。

ロバート・バウン号はニューヨーク船籍の帆船であり、船長レスリー・ブレイン自身所有にかかると。一八五二年三月二日アモイを開帆、泉州、漳州、汀州三府出身の出稼ぎ移民四一〇人<sup>(5)</sup>を、ゴールドラッシュで沸くサンフランシスコに輸送する予定であった。乗員は船長、航海士、大工、給仕各一、水夫一四、合わせてアメリカ人一八人で、別に中国人コック一人が乗組んでいた。ただし、アメリカ人水夫という中にカナカ人三人が含まれていたようである<sup>(6)</sup>。船上では中国人通訳カリフォルニア<sup>(7)</sup>とChin Achun<sup>(8)</sup>が、アメリカ人と中国人が話し合う唯一の媒体であった。アメリカ人がアメリカ船によって苦力貿易に従事することを禁ずる一八六二年法令第二四号以前のできごとである。

さて、五二年三月三〇日朝九時半頃、ロバート・バウン号が台湾の東約四八〇キロと推定される洋上を航海中、船上で中国人が叛乱を起こし、船長、航海士ジョン・ブラック、水夫三人を殺害して船を奪取した。別に水夫リ

チャーズが海中に飛び込んだか、もしくは突き落とされている。中国人は四日以内に船を台湾に着岸させる条件で残りの船員を助命し、その監視下に置いた。その後四月七日石垣島の崎枝海岸に座礁することになる<sup>(7)</sup>。『球陽』卷二二によると、四月八日(旧二月一九日)座礁、翌朝潮に乗って暗礁を離れたという<sup>(8)</sup>。

一〇日早朝になって、水夫ジョン・スミスと給仕ジョセフ・バレンチノ兩名が、先ず船に搭載してあった最大のボート(長艇<sup>ロングボート</sup>)で脱出に成功した。長艇の水漏れが甚しく、その番をさせられている間に逃亡の準備を進めていたものであり、中国人どうしの揉め事を仲間が殺害もしくは禁錮にあったものと錯覚して、脱出を決行したのである。その後、台湾南端沖を漂流中、東経一二一度八分、北緯二二度半の地点で上海に航行中のイギリス帆船ニンフ号に救出された。船長ウイソンは先島諸島へニンフ号を回航させてロバート・バウン号を探索したが、発見することができず、四月二七日呉淞に入り、翌日二人を上海のアメリカ副領事カニングガムに引渡した。カニングガムはイギリスの協力を要請し、その結果イギリスのスプール型軍艦コンテストが二人を同乗させて沖繩へ出動する<sup>(9)</sup>。

一方、島では中国人のみでは操船できぬことが判り、水夫を船に連れ戻したが、水夫は機を見て突如帆を揚げロバート・バウン号の無血奪回に成功し、船上にいた中国人二三人を縛りあげ、四月一日になってアモイ沖に到達した。突然の奪回によって石垣島に水夫一人、中国人三八〇人が置去りになったことが『球陽』卷二二にみえる。これに捕えられた二三人を加えても、アモイ乗船時の四一〇人に満たない。叛乱時に小銃と銃剣で殺害されたものがいたことによるのであろう。病気で歩けない中国人で、<sup>(10)</sup>殴打、殺害され、海に捨てられたという申し立てもあった。

アモイに生還した水夫から事情を聴取したアモイのアメリカ副領事ブラドリイジュニアは、広州の公使パークの訓令を待たず、独自の判断でイギリスの協力を要請した。その当時、アモイと香港間だけでも、海上往復にかなりの日数を必要としたからである。これによって、イギリスのスループ型軍艦リリイと、イギリス蒸気船セミラミスが出動する。

一方石垣島では、中国人の申し立てによって彼らを大風による漂着者として扱い、蔵元（八重山行政庁）は当初崎枝の赤崎、その後は富崎<sup>みさき</sup>に仮舎を設けて彼らを住ま

わせ、食を給したことが『球陽』卷二二に記されている。崎枝が公署から遠くて不便であったためであるが、当時の崎枝海岸がマラリアの発生地帯であったことにもよるのである。<sup>(11)</sup>

リリイ艦は五月四日名蔵湾に入り、五日富崎に到着、六日にはコンテスト艦も富崎に到着、八日まで中国人の逮捕と投降の呼び掛けを行った。両艦は五月一日石垣島を抜錨、リリイ艦は一五日アモイに、コンテスト艦は一八日深夜香港に到着した。この時、島に唯一残留していたアメリカ人水夫を保護した他、カリフォルニア<sup>(12)</sup>ジョーなど中国人を逮捕した。リリイ艦長の報告によると、ジョーと苦力二人（名蔵湾出航前に一人、洋上で一人が各々死亡）が帰航中の艦上<sup>(12)</sup>にいる、としていて、上陸人員にたいし逮捕者が少なかったのは、山中に逃げ隠れたことと、五月九日の降雨で捜査が妨げられたこと以外に、「且嘆官等、別に事情有りて淹流に便ならず。回國の後、特に亜米理幹船を遣はして尽く捕獲を行はしめん」と（『球陽』卷二二）というように、太平天国軍が南京に進軍中で中国情勢が緊迫している一方、華南沿海では苦力貿易が一つのピークに達していた大状況があり、大洋中の孤島から中国人が脱出する危惧がないとする安

心感も手伝い、後のことを当事国アメリカの手に委ね、本来の任務に急ぎ復帰したことが考えられる。

次いでアメリカのスループ型軍艦サラトガが出勤し、五月一六日アモイでリリイ艦から中国人逮捕者二人なにし二三人を引取り、一九日アモイを発ち、二二日から石垣島で捜査を開始した。三〇日に石垣島を離れ、六月八日香港に帰投している。艦長ウォーカーによると、サラトガ艦が新たに逮捕した中国人は五五人、帰途で九人が死亡したので、香港に着いたのは四六人である。中国人が島内の丘陵や密林中に逃げ込み、一握りの稲米と草根で生きのびるため、捜査は困難をきわめたという。<sup>(13)</sup>

サラトガ艦の新たな逮捕者四六人、リリイ艦から移した二三人、ロバート・バウン号奪回時にアモイに連れ戻され、海防同知の拘禁下に托された後、サスケエハナ艦が引取って、六月四日香港に護送してきた二三人、合計九二人が六月上旬までに香港に集められたことになる。アモイの地方官には重大な対外交渉事務に当たれる権限がなく、両広総督が広東欽差大臣の資格を帯びて対外事務を兼務するのが一八五九年までの清朝官制であった。このため両広総督の在城する広州に近い香港が選ばれたのである。アメリカ領事館の要請で上記中国人二三人を拘

禁したアモイ海防同知が上級機関の不興をかい、台湾左遷が予想されたのは、<sup>(14)</sup>このためである。叛乱事件そのものの考證が本稿の主目的ではないので引用注は最少にとどめたが、大略以上のごとき経過をたどり、舞台が香港と広州間に移ることになる。

栄力丸の漂流民がアモイに赴いた最初は、アモイ海防同知に托されていた中国人二三人の身柄受領にサスケエハナ艦が出勤した際である。<sup>(15)</sup>『通航一覽續輯』卷一一六に収める播州本庄村清太郎の話は、

ハンカンより、アモイに行。比時、支那人六十人余、アメリカのカリホルニヤへ行て、金山の働きをなす事を頼みて、アメリカ商船へ乗、出帆せしに、其中に悪人ありて、船頭を殺し、金を奪ひ、小舟にて、琉球の小島へ逃上りたる由にて、船中に残りたる支那人十六人、アモイの方へ向ひ來ル途中にて、イギリスの蒸汽船に逢たり。凡船中に異時ある時は、旗表を倒に揚る法なり。故、此アメリカ商船も、かくのことくせし故、イギリス船速二走付、夫よりアモイに連れ来りたり。アメリカ商船來ると聞て、我等乗居たる蒸汽船直に行たる時、イギリス人、支那の十六人を擒て我等船へ移し乗せたり。此時ヘーメス。

シヤラトー。というアメリカ船二艘滞泊して居たりしか、其シヤラトー船、琉球へ行て、三十日程過て、支那人四十人擄て来る。

と称しているが、その情報が不確実をきわめることは、上述の事件経過と比較すれば明白である。

これにたいし、文太の口述は、完璧とはいえないにせよ、比較にならない程詳細にわたつて事件を語るのである。アモイへ出動する件についても、文太はロジックに「扱此一件は唐土・英吉利・亞墨利加三ヶ國の掛合なれば、則早船を以此旨香港の漂人乗たる役船に届け来る。依之此方より軍船四艘にて厦門へ行罪人を請取」つたといふのである。ただ「四百餘人を四艘に乗、香港にと連歸りぬ」というのが動員英米艦全部を算えたにしても、四〇〇余人を連れ戻したといふのは誤解である。

また中国人らが船を奪い、琉球近傍の小島に漂着を装つて上陸し、小舟で鉄砲、荷物の陸揚げを終えようとする頃、「彼十二人の亞墨利加人を殺さんと計りしが、亞墨利加人は早くも其計を悟り、荷物唐人過半あがりたるを見るや否や、矢庭に碇綱の鐵鎖を切り離し、帆を巻揚げ沖手の方ね馳せ出す、折節風も追手なれば天の助けと遁のびける」とロバート・バウン号の奪回を伝えてい

る。しかし、それに続いて、船内にいた中国人二六、七人と争いアメリカ人は帆柱に登つて逃げたといひ、そのうちにイギリス軍艦がロバート・バウン号の危急をしらせる「不時旗」を見つけて接舷し、中国人を捕らえた。次いでイギリス人一六人をつけてロバート・バウン号をアモイに送り、イギリス軍艦は琉球へ急行し中国人悉くを捕らえてアモイに連行したと語っている。そのように聞かされていたのか、あるいは言語上の壁が障害となつて、そのように理解していたにちがいない。

さらに文太はこの事件を「海賊の一件」と受けとめており、一方的に中国人の非をあげ、

此海賊の一件と申は亞墨利加商人船二十八人乗にて、唐土の厦門に参りし事有しに、其歸りがけ唐人四百餘人亞墨利加金山に行んとて、賃錢を與へ右亞墨利加商船を賴乘行ける船中にて、不度此船の船頭、金銀を多く蓄へ居りたる事を知り、唐人ども悪心を生じ、遂に船頭を殺害せり、次の船頭大に怒り、仇を報んとて、矢庭に渡合、唐人七八人を打殺せしか共、多勢に無勢力及ばずして切ふせられたり。その餘の亞墨利加人も散々戦ひけれ共、多くは殺されけるが、其内十二人をば唐人引捕手痛いましめ置、金銀財寶

心の儘に奪ひ取りたり。

と、金銀奪取がその動機であつたとする。続けて悪事露顯を恐れ、「遠くに遁のび、亞墨利加人らは打殺して、其口をけし、其至りし國より漂流の體に取扱はせ、歸國致しなば事仔細なかるべし」と計画したのだと称している。そして、「海船の使ひ方一向に不案内にて、一步も進る事不當ば、依之戒しめの十二人の者を六人宛、二時代りに手錠をゆるめし、船の假廻を致させける」と、専ら「海賊」行爲をいうのである。

ロバート・バウン号上における中国人の行動を、公海上のアメリカ商船で行われた海賊行爲であるとするのは、アメリカ側の見解そのものであつた。とりわけ広州駐在のアメリカ公使ピーター・パーカーは、既に五月二一日段階で、争う余地のない海賊事件であると確信しており、事件を報告する同日付國務長官ウエブスター宛公信において、公海上のアメリカ船で中国人によつて起こされた海賊事件として、その法的処理に言及している<sup>(16)</sup>。

サスクエハナ艦がアモイから香港へ帰着する六月五日またサラトガ艦が石垣島から帰着する六月八日以前のことであることを考えると、パーカーの思い込みがいかに強いものであつたかが分る。

### 三 裁判の経過

五月二一日の段階で、パーカーは艦隊司令長官と共同で熟慮して事件処理に当たるとしながらも、有力な選択肢として、事件の犯人を中国側に引渡し、中国当局の手によつて処罰させることを考慮しており<sup>(17)</sup>、六月五日には、前日アモイから中国人の身柄を引取つて香港に戻つたジョン・オーリックにたいして、中国当局の裁判に審理を委ねる意向を打診している<sup>(18)</sup>。オーリックは既にアメリカ東インド・中国艦隊司令長官の職を解かれ、後任長官ペリーの到着を待つていた。

六月八日サラトガ艦が帰着するのを待ち、オーリックは一日四日広州のアメリカ領事館ホーブスに事件の予備審理を要請し<sup>(19)</sup>、一六、一七両日サスクエハナ艦上で査問会が開かれる。査問会は有罪七人の名簿を作成し、他の七一人を有罪の積極的証拠がないか、もしくは傍觀者であつたと断定、アメリカ艦でアモイまで護送して釈放すべきことを示唆したのである<sup>(20)</sup>。

査問会がまとめた証拠文書(宣誓証言の類か)は、中国側の法廷に提出するものであつた。既に述べたようにパーカーは中国自身の手によつて事件を審理、処罰させ



る方がすぐれて効果的であると判断していたのであり、中国側が応諾しない場合、次善の策として、アメリカに友好的な香港での審判を構想していた。<sup>(21)</sup> 香港総督は、アメリカ側が国際法の海賊事件として首謀者を割り出し、公式に告訴すれば、訴訟を受理することにやぶさかではないことを、非公式にオーリックに伝えていた。<sup>(22)</sup>

六月一四日付徐広縉宛照会において、パーカーは合衆国の法に基く公海上のアメリカ船上で発生した海賊行爲を裁く権利を放棄し、ロバート・バウン号事件の首謀者を中国側に引渡し、その裁判に委ねる意志のあることを表明している。<sup>(23)</sup> これにたいし、六月一七日徐広縉の同意があり、アメリカ側は二一日サスケエハナ艦で陳得利ら一七人を黄埔に護送し、中国側に引渡したのである。<sup>(25)</sup>

しかし、中国側の拷問を含む審理結果を通知する七月九日付徐広縉のパーカー宛照会は、アメリカ側の予測を裏切るものであった。それは、事件の性格が「売猪仔」であり、また船長の暴虐な行動によって一七人が虐待を受けていること、それを法廷における対決もなく、また犯罪証拠もなしに有罪にすることはできない。彼らの原籍地福建へ一七人を移し、同地で訊問を続ける一方、彼らを騙してロバート・バウン号に乗船させた客頭を探し

て審理すると称していた。<sup>(26)</sup> ちなみに添付された一七人の自供書は、身価銀の授受がなく、騙されてロバート・バウン号に乗船したこと、ならびにアメリカ人殺害の容疑を否認するものであった。

衝撃を受けたパーカーは、七月一二日、船長ブレインが温和な性格で愛情深く、中国人の辮髪を切断したのはあくまで長い船旅に必須な衛生上の処置であること、中国人には乗船に先立ち労働契約書を渡してあること、船長は殺害された後で遺体を切り刻まれており、海中に跳び込んで逃げたのではないことなど、逐一反論を加え望厦条約第二四条により、黄埔のサスケエハナ艦で中米官憲が同席した上で裁判を改めて行い、容疑者とロバート・バウン号水夫、同乗していた無罪の中国人数名を対決させることを提案し、殺人犯が処罰されるまでアメリカ政府は満足しないであろうと通告している。<sup>(27)</sup>

望厦条約第二四条とは、アメリカ人と中国人間の論争が友好的に解決できない場合、両国官憲が共同で審理し規定に従って解決し、裁定もしくは補完、救済すると規定している。<sup>(28)</sup>

七月二一日に至り、徐は裁判のために両国官憲が会同するという文言が上記条項にないことを根拠にパーカー

の提案を拒否した上、(1)船上にいた中国人四一〇人を個々に識別することは至難の業であるのに、一七人だけを犯人として特定することが果たして可能なことであるのか、(2)残り三九三人については取調べが行われておらず、また(3)証拠資料となる略奪物の提示がなく、しかもアメリカ側のいう証人である中国人四人を出廷させないばかりか、(4)その四人の姓名すら明らかにしていないと反論し、中国の裁判制度を述べた上、アメリカ側が中国人四人の証人を引渡し、法廷で容疑者と対決させることに同意すれば、再度審理することも辞さぬと表明したのである。<sup>(29)</sup>

証言がなく、また一七人が容疑を自白せず、このまま拷問によって一七人に厳しく訊問を継続すると、彼らが自白をする前に死亡するおそれがある。それでは彼らを死罪に処するのと同じであつて、天意に叛き良心をも損なうことになる、と徐はこの照会中でパーカーに迫るのである。ここにおいてパーカーは証人のカリフォルニア人ジョー、コック (Kwan Chee Yue)、コックの仲間二名 (謝丁茂および Woo Yung Ken) を徐に引渡すことを決意する。アメリカ側査問会はこの四人を有罪一七人、無罪七一人とは別扱いにしていた。パーカーは証人四人

を拷問にかけぬこと、裁判終了後は広州のアメリカ公使館に無事護送することを条件にして、出廷させたのである。<sup>(30)</sup> 文太のこの間の諸事に関する理解は、船端へ犯人を吊り下げ、一人ずつ射殺するキリシタンの法をとるのは快よいことではないので、彼らを広東役所に引渡し、その手を借りて刑罰しようと思つたが、広東役所が依怙地を張つて自国民を助けてしまふと目的を果たすことができない。そこで、

則ち彼四人の善者を人質として留置、廣東より張本人許しあらば、此方にて此四人の善者を殺すべし、さあらんには廣東役所にて、悪徒に替て善者を見殺しに致す様の、無筋の仕置は有之間敷、たとへ役所より左様の仕置あれども善者の親類共始、世上の人心許し不申、早速訴へ出是非廿七人死罪と申付べしとの手術にて、遂に不殘引渡しけり。

と、容疑者二七人 (文太の誤解であり実際は一七人) を広東当局に引渡す際に、広東当局が万一彼らが無罪とした場合を想定して人質として四人を留め置いたというのである。当時、中國人の間でそのように取沙汰され、判決が無罪の際、アメリカはこの四人を死刑にするという噂が流布していたのかもしれない。

広州における取調べにたいし、カリフォルニア・ジョーはアメリカ側査問会では明白に証言することができなかつたと断わり、背が高く面長の男子ともう一名の中国人がアメリカ人五人を殺害したが、どちらも一七人中にいないと証言した。また中国人コックは、陳得利は小旗と刀を手にして、むしろ叛乱を制止したのだと証言した。結局、本名蘇有、通称海定なる男子が水夫一人に傷を負わせ、その水夫が海に落ちたという Woo Yung Ken の証言により、中国側は蘇有一人を有罪として収監したにとどまつた。この結果は、八月一日付でパーカーに通知されている。<sup>(31)</sup>

このことは清朝側の檔案にもみられ、広州府知府の取調べ結果として、蘇有が負傷させたアメリカ人水夫がよろめいて海に落ちたことや、陳得利が群集を制止したと、羅幅安ら一四人についても殺人傷害の事実がない旨、謝丁茂らが証言を行ったとしている。その結果、陳得利と蘇有を広州に残して別々に再度審理することにし、残り一人については原籍地に連れ戻すことに決したと伝えている。<sup>(32)</sup> なお、この間に陳燥なるものが死亡し、当初引渡しを受けた一七人は一六人に減っている。<sup>(33)</sup>

こうしてパーカーの目論見は蘇有唯一人の有罪に終つ

たのであるが、パーカーが有罪が最も確実とみていた陳得利について中国側がむしろ叛乱鎮圧者としたことから、証言の誤訳によるのではないかと疑い、パーカーは証人の再審理を行つて、陳得利が小旗と刀で中国人に服従を強いたものであり、アメリカ人水夫を守るためではなかつたとした。<sup>(34)</sup> また、殺人罪の確定にあたり犯人の自白を必要とするのは中国の法廷だけであり、他の国家では犯人の自白なしに判決できると反論している。

さらに、一八二九年に中国のジャンクがフランス船ナビガチュール号を襲撃して船員を大量殺戮した事件で、生存者の水夫フランシスコが中国の法廷において犯人と対決し、有罪が確定した例を引き、釈放する前にロバート・バウン号水夫との法廷における対決を迫り、あるいは事件を直接北京に照会するなど称して圧力をかけたのであるが、徐は水夫たちの出廷を拒否している。<sup>(35)</sup> 七月二〇日付国務長官ウエブスター宛公信中において、中国側の判決結果が誠実にたいする悪質な不履行である、と抑えがたい感情をあらわにしたパーカーは、引続き徐にたいして執拗に主張を通そうとしたのである。

望厦条約(四四年七月三日)によると、五港水域内のアメリカ商船はアメリカ領事の司法権下にあり、また中

国領海内においてアメリカ商船が略奪あるいは海賊された事件については、中国側が犯人を逮捕して律例に照して処罰する（第二六条）と規定している。<sup>(38)</sup>しかし、ロバート・バウン号事件のように、公海上のアメリカ商船上において中国人とアメリカ人の間に発生した事件については、望厦条約に適用条項はなかった。

一方、国際法によれば、海賊行爲については、それが誰によろうと、またいかなる所において発生したものであろうと、いかなる国家においても裁判を行い処罰することができるとしている。<sup>(39)</sup>しかし香港における審理に委ねることを避けたのは、アメリカがイギリスの風下に立つという印象が拭いがたくなり、中国人の心情において合衆国政府の地位低下を招くことを氣遣つたのである。<sup>(40)</sup>

さりとて合衆国の司法権に事件を委ねて、合衆国の国内法によつて裁くことは中国人の心証に悪影響を残すだけでなく、実務上の困難が予測された。パーカーは事件の早い段階において、逮捕者と将来見込まれる新たな逮捕者多数を遠くアメリカに護送する問題や、法廷における言語上の問題があるとしており、<sup>(41)</sup>そのことも裁判を中国に委ねる判断材料の一つとなつていたのである。この点、「亞墨利加より早速成敗致すべきの所なれ共、此邊

には亞墨利加の地方無之」という文太の觀察どうりであつたのである。

#### 四 結びにかえて

事件の動機について、文太が船内の金銀の目がくらんで中国人が悪心を起こしたとしていることは既に述べてある。華南沿海は海賊の跳樑するところとして聞えており、アヘン戦争以前から陸上の暴動や一揆と同じく、水夫・漁業者・沿岸農民の間に副業的に海賊を行う傾向がみられた。アヘン戦争によつて出現した香港も、早速隠れ潜む基地として彼らに利用された。

しかし、中国側は既述のようにロバート・バウン号事件を海賊事件とは見做さず、船長が中国人に取つた行動自体が事件そのものであるとする立場をとつたのである。船長ブレインソンが中国人の身体をブラシで洗わせたことや、辮髪を切らせたことを暴動の原因とみる説は、その当時から欧人の間でも唱えられていた。中国人を甲板に呼び、船員に命じ中国人の身体に冷水を掛け、デッキブラシ（原文 cane broom あるいは broom, hard broom）でこすらせたことは、二人のアメリカ副領事、すなわち上海のカニングム、アモイのブラドリイ・ジュニアによつ

て注意されている<sup>(42)</sup>。後者は、中国の迷信によるとそれでこすられたり、打たれたり、あるいは威嚇されると凶運に見舞われるとされているとし、船長の行爲は容易に許されがたい類の行爲にぞくすと中国人に同情している。

中国側がそれ以上に事件の原因として問題にしたのは、叛乱の前日ないし前々日に、害虫が寄生しているという理由により、中国人約二〇〇人の辮髪を切ったとする水夫ワイリーとギルブレスの証言である。徐広縉は中国では辮髪を切ることは首を切るのに等しいことであり、また害虫寄生のために辮髪を切ったという中国人など一人も見たことがない<sup>(43)</sup>、と批難している。中国社会に定着していた辮髪のシンボル機能については別の機会に述べてあるが、ロバート・バウン号事件においても、大勢が辮髪を失って憂色をあらわにし、号泣する姿まで見られた<sup>(45)</sup>という。これについても、ブラドリー・ジュニアは中国人にとつて辮髪を切られる以上の虐待、侮辱はないとし、また広州のアメリカ領事パウリングも、イギリス人が鼻と耳をそがれるにも等しいことであり、辮髪切断が招いた結果も怪しむに足らないとするなど<sup>(47)</sup>、中国人の走った行動に理解と同情を示したのである。

これにたいし、パーカーは前述したように長期にわた

る船旅に備えて船長がとつた衛生維持上の処置であり、しかも多数の中国人が自発的に辮髪の切断を依頼したと、船長を擁護している。しかしパーカーとしても辮髪のもつシンボル機能が理解を超えたものであつたわけではな<sup>(48)</sup>いにちがいない。パーカーが中国側によつて処罰させる決断を下したのは、アメリカで裁判する実務上の困難以外にも、それなりの意図があつたことであつた。このことは、ウエブスター宛公信の一つで、たとえ船長の虐待が事件の引き金であると指摘する人がいるにしても、五月二一日の段階において、短期間にフランス船一、イギリス船二がこのクラスの中国人によつて妨害されている事実があり、ロバート・バウン号事件についても出航以前に予め謀議された行動ではないと断言できない疑いが残る<sup>(49)</sup>、と書いていることでも推測することができる。

右にいうフランス船とは、五〇年九月七日、ミッドウエー島北方においてペルー向け苦力として募集された中国人が船長、一等運転手、三等運転手、上乗り、コックを殺害して同船を支配下に置き、中国に引き返させ、一〇月一日香港付近で船の目星しい積荷を奪い、約一四〇人が漁船で逃亡したとされるアルバート号のことである<sup>(50)</sup>。船長が籐杖で苦力を絶えず叩いたことから中国人を

怒らせたとされる。また、イギリス船二とは、ビクトリー号五八〇トンとビアトリス号四五〇トンのことと思われるが、後者についてはペルー船籍とする新聞記事もある。ビクトリー号は五一年二月六日金星門を出帆してペルーのカリヤオへ向うところ、四日後に暴動が発生して、船長と二等運転士、水夫一、コック一が殺害された。船上の中国人は、各自が前渡金を一ドルを受領している。この後、シヤム湾において船荷すべてを略奪して二つの島に上陸したとされる<sup>(51)</sup>。また、ビアトリス号の事件はこれと相前後して発生しているが、これは暴動ではなく、水漏れ箇所を修理するためシンガポールの港外投錨地点に停泊中に、カリヤオ向け苦力として募集された中国人多数が次々に逃走した事件である<sup>(52)</sup>。

船客に紛れて客船内に乗り込み、船が港を離れると船客の財貨を強奪し、あるいは人身を拉致して身代金を勒索することは、よく知られている華南海賊の常套手段の一つであった。ロバート・バウン号やアルバート号、ビクトリア号の事件がその範疇に入るかどうかは別にして、パーカーがあるクラスの中国人の跳梁によって苦力輸送が妨害されているという疑念を強く持っていたことは確かである。七月一五日パーカーは浩官 (Howqua) の訪

問を受ける。浩官とは清国で最有力の行商であった伍一族の襲名商名である。年代からいって伍秉鑑（一七六九—一八四三）のあとを継いだ行主、五男の崇曜（紹榮？—一八六三）ということになる。パーカーは伍に向つて一七人の中国人を釈放することは虎を野に放つようなものであり、海賊行爲を繰り返して人を害すると語り、これにたいして、伍は彼らはもともと悪党だと答えたという<sup>(53)</sup>。

ロバート・バウン号事件の発生した一八五二年といえは、苦力として募集した中国人を収容する監獄式の巴腊坑（バラク）（猪館・猪仔館・売人行）がアモイにいくつも開設されていたように<sup>(54)</sup>、苦力貿易がピークに向う時期に当たっており、しかも英清北京条約（六〇年）第五条、法清北京条約第九条（六〇年）による中国人の渡航公認以前のことであったのである。中国人苦力を間断なく調達することが最優先課題であった欧米側にとってみれば、苦力貿易に伴う混乱は好むところではなく、それは外国商会の利益追求よりは、下請け募集を行う客頭の詐欺、暴力にたいする中国官憲の取締りの無能、あるいは無意欲にあるとの判断があった。ロバート・バウン号の中国人に同情的であったパウリングでさえ、合衆国の移民法

は船客の安全、安楽を十分確保する条項を備えているが、苦力の荷主である外国商会の欲の深さまでは制限していないと皮肉るだけであり、苦力輸送そのものを否定していませんのである。そしてカリフォルニアでささやかな身代を築いたものがいたり、同地の無限の富が語られることによって人びとは熱狂せんばかりであるが、その一面反動の兆しが現れており、息子四人を失った父親が自己の影響力を行使し、数県にわたり移民差配を阻止していると警告している。その上で、至当に扱う限り中国人は一般的に従順でコントロールしやすいとし、<sup>55</sup>官憲と客頭、外国商会の三者に無秩序の原因を負わせている。パウリングはこの数年後に香港総督に就任し、中国人最良の総督として香港在住欧米人からそっぽを向かれるが、そのパウリングにしても、苦力貿易のもつ本来的な不条理は論及するところとはならなかった。パーカーにとつても、苦力を大量かつ間断なく調達する上で、客頭の抑制など、中国官憲の取締り強化を促す効果一つだけをとつても、一七人を「海賊」として中国側に引渡す十分な理由があったにちがいないのである。

さて、事件後のことについて、文太は「事治りければ、亞墨利加役船よりも、見改の役人立合相違無之上、彼の

四人の善人の禮物として一人に銀百枚宛與へ、厦門へ送り歸しける」と短く語っている。銀一枚は唐土の一貫六〇〇目通用銀也、日本の金三分余相当とする編者の注とおぼしき割注がついている。

この後、太平天国の乱で騒然とする上海に移り、音吉との出逢い、そして文太の太平天国観へと談話が移るのである。しかし、ことロバート・バウン号事件に関する限りでいえば、文太の語るところは、パーカー周辺での情報を一步も出ることがない。中国人と同じ目の高さからの観察がどこにも示唆されていないことは、以上の記述から疑うことのできないところである。この一事によつて判断する限り、文太の太平天国観は音吉に影響を受けた結果とする側に筆者は組みたい。香港から上海に移る短期間に、文太の思考に劇的な変化が生じていない限りであるが。しかし、この一事で文太の非凡な観察力と理解力を否定するものでないのは断るまでもない。それにしても、同時期の漂流記としては異例の関心をロバート・バウン号事件に寄せ、長文にわたり語っているのは、幼年より海に生きてきた文太の心裡に、海賊事件と聞かされたことが鋭く走り抜けたことによるのであるうか。

なお本稿は平成四年度大学特別研究期間制度適用者特別研究費による研究「苦力貿易の史的展開」の成果の一部である。

注

- (1) 新村出編『海表叢書』第三卷、復刻版、成山堂書店、一九八五年刊、所収。
- (2) 宮田俊彦「清朝の咸豊一、二年福建広東人のカリフォルニアへの出稼ぎ——歴代宝案二集より——」『沖繩歴史研究』七、一九六九年。
- 陳哲雄「八重山唐人墓についての史的研究」『富村真演教授還暦記念論文集 南島史論』琉大史学会 一九七二年、一一三—一二四頁。
- 平和彦「アメリカ苦力貿易船ロバート・バウン号の八重山漂着事件」『南島—その歴史と文化』（南島史学会編）国書刊行会 一九七六年、二五—三六頁。
- (3) 森永種夫編『犯科帳』第十卷、犯科帳刊行会（長崎）一九六〇年、第一三五冊（一九）。
- (4) 池田皓編『日本庶民生活史料集成』第五卷漂流、三一書房 一九六八年刊、所収。
- (5) 中国人の出身地については、閩省難民蔡祥慶の口称『歴代宝案』第二集、卷一九二、咸豊二年八月三日琉球国王咨文）によると、泉州府同安、晋江、南安、惠安、安溪諸県、汀州府龍江県、漳州府龍溪県にわたる。前引平和彦論文、三二頁参照。
- (6) The China Mail, No. 604, Sept. 11, 1856.

ロバート・バウン号事件と日本漂流民

- (7) C. W. Bradley, Jr., United States Consul, to Mr. Parker, April 22, 1852. [Doc. No. 83]  
State of seamen of the "Robert Bowne." May 17, 1852. [Doc. 98]

ロバート・バウン号に関するアメリカ側資料は、Jules Davids ed., American Diplomatic and Public Papers: The United States and China, Series 1, Vol. 17, Wilmington 1972 にみられる。本書の引用注で、文書の各末尾に「」で示したのは、同書の Document No. である。

- (8) 『球陽』は、球陽研究会編『球陽 読み下し編』（沖繩文化史料集成 五）角川書店 一九七四年刊、を使用。

- (9) Mr. Cunningham, United States Vice Consul to Mr. Parker, April 27, 1852. [Doc. 84]  
前引 [Doc. 98]

- (10) 中央研究院近代史研究所編『四国新檔 法國檔、美國檔、辦理撫局』台北 一九六六年、所収、咸豊四年正月二九日、署閩浙総督福州將軍有鳳奏。

- (11) 山口盛包『町制十周年記念 石垣町誌』同人、一九三五年、四四—三頁。

- (12) Captain Sanderson to Mr. Sullivan, British Consul, May 15, 1852. [Doc. 97]

- (13) Mr. Bradley to Mr. Parker, May 18, 1852. [Doc. 101]  
Mr. Brakley to Mr. Parker, May 19, 1852. [Doc. 103]

Commodore Aulick to Mr. Parker, June 8, 1852. [Doc. 117]  
Letter. Walker to Aulick, June 8, 1852. [Doc. 118]



- (14) 前引 [Doc. 101]°
- (15) 荒川秀俊編『異國漂流記続集』(気象史料シリーズ六) 地人書館 一九六四年刊に所収の「通航一覽続輯漂流記選」を使用。
- (16) Mr. Parker to Mr. Webster, May 21, 1852. [Doc. 107]
- (17) 回籠。
- (18) Mr. Parker to Commodore Aulick, June 5, 1852. [Doc. 114]
- (19) Commodore Aulick to Mr. Parker, June 7, 1852. [Doc. 116]
- (20) Mr. Forbes, United States Consul, and Captain Walker, United States Ship Saratoga, Mr. Barry, United States Steam-frigate Susquehanna, to Commodore Aulick, June 17, 1852. [Doc 124]
- Commodore Aulick to Mr. Parker, June 19, 1852. [Doc. 125]
- (21) Mr. Parker to Commodore Aulick, June 9, 1852. [Doc. 119]
- (22) 雜記 [Doc. 117]
- (23) Mr. Parker to Seu, Imp. High Commissioner, June 14, 1852. [Doc. 120]
- (24) Imperial Commissioner Seu to Mr. Parker, June 17, 1852. [Doc. 122]
- (25) Mr. Parker to the Chinese Commissioner, June 22, 1852. [Doc. 127]
- (26) Communication. Imperial Commissioner Seu to Parker, July, 9, 1852 [Doc. 129] 及び前注(10)°
- (27) Mr. Parker to Seu and Pih, Commissioners, &c., July 12, 1852 [Doc. 130]
- (28) Mayers, W. T., Treaties between the Empire of China and Foreign Powers together with Regulations for the Conduct of Foreign Trade, &c., &c. Rep. Taipei 1966, p. 81.
- (29) Communication. Seu to Parker, July 21, 1852. [Doc. 134]
- (30) Parker to Seu and Pih, Commissioners, &c., July 22, 1852. [Doc. 135]
- (31) Communication, Sue and Pih, Aug. 1, 1852. [Doc. 137]
- (32) 回籠。
- (33) 回籠。
- (34) Mr. Parker to Seu and Pih, Commissionres, &c., Aug. 2, 1852. [Doc. 138]
- (35) Mr. Parker to Seu and Pih, Commissioners, &c., Aug. 10, 1852. [Doc. 140]
- (36) Dispatch. Parker to Webster, Aug. 19, 1852. [Doc.141]
- (37) Dispatch. Parker to Webster, July 20, 1852. [Doc. 133]
- (38) Mayers, op. cit., pp. 81-82.
- (39) 雜記 [Doc. 114]
- (40) Dispatch. Parker to Webster, June 19, 1852. [Doc. 126]
- (41) 雜記 [Doc. 114]

- (42) Testament of Joseph Valentine, April 28, 1852. [Doc. 881]
- Dispatch No. 18. Bradley to Webster, May 25, 1852. [Doc. 108]
- (43) 同。
- (44) 拙稿「辨髮」『雜誌』一三、一九八九年。
- (45) 前引 [Doc. 88]
- (46) 前引 [Doc. 108]
- (47) Dr. Bowring to the Earl of Malmesbury, May 17, 1852. (B. P. P.) Command Paper 263, Aug. 20, 1853.
- (48) 同。
- (49) 同。
- (50) The China Mail, No. 596, July 17, 1856.
- (51) The China Mail, No. 597, July 24, 1856.
- (52) The China Mail, No. 414, Jan. 20, 1853.
- (53) Interview with Howqua, July 15, 1852. [Doc. 132]
- (54) Dr. Bowring to the Earl of Malmesbury, Aug. 3, 1852.
- (55) 同。